

定額減税について

令和6年の年末調整は、定額減税年調もあわせて行います。
所得税の定額減税額は控除対象者1人につき30,000円です。
控除対象者とは、以下の国内居住者となります。

- ・本人・・・合計所得金額1,805万以下の甲欄源泉の方
- ・同一生計配偶者・・・合計所得金額が48万以下の同一生計配偶者
(青色専従者等を除く)
- ・扶養親族・・・控除対象扶養親族及び、16歳未満の扶養親族

👉例えば、定額減税控除対象となる本人に同一生計配偶者と控除対象扶養親族1人、16歳未満の扶養親族が1人いる場合、 $30,000 \times 4$ 人で12万円の減税を受けることができます。

定額減税に関する申告書記載上の注意点

【令和7年分扶養控除等申告書】

- ① 扶養親族を定額減税額の計算に含める場合、その全員について記載し、特に16歳未満の扶養親族がいる場合も、住民税に関する事項のところに必ずご記入ください。
- ② 令和7年中の所得の見積額の欄には、現時点での令和6年中の所得の見積額をお書きください。

【令和6年分基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書】

- ① 本人が定額減税の対象になる場合、本人定額減税対象欄に✓を付けてください。
- ② 同一生計配偶者についても令和6年中の収入金額、所得金額の見積りを記載し、定額減税計算に含める場合は配偶者定額減税の対象欄に✓を付けてください。